

2024年9月3日

原子力発電環境整備機構  
理事長 山口 彰 殿

原子力発電環境整備機構  
情報公開審査委員会  
座長 伊東 健次

## 答 申 書

2024年8月27日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2024年度諮問第2号（「2024年8月7日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

### 第1 答申の趣旨

公開請求のなされた機構資料を非公開とすることは妥当と認められる。

### 第2 答申の理由

#### 1. 情報公開請求に係る機構資料 [2024-2]

- ・北海道寿都町及び神恵内村文献調査対象地区の「地震」及び「活断層」に関する情報の収集及び整理(2021年度及び2022年度)委託報告書
- ・北海道寿都町及び神恵内村文献調査対象地区の「隆起・侵食」に関する情報の収集及び整理(2021年度及び2022年度)委託報告書

#### 2. 情報公開請求に対する機構の説明

- ・上記1の内容に該当する機構資料
  - a. 北海道寿都町及び神恵内村文献調査対象地区の「地震」及び「活断層」に関する情報の収集及び整理(2020年度及び2021年度)委託成果報告書
  - b. 北海道寿都町及び神恵内村文献調査対象地区の「隆起・侵食」に関する情報の収集及び整理(2020年度及び2021年度)委託成果報告書
- ・公開の取扱い
  - ・ a 及び b は非公開とする。

#### 3. 当委員会の判断

上記資料 a 及び b を確認したところ、以下の理由から非公開とすることは妥当である。

- ・機構では、本件機構資料である委託成果報告書における資料の収集方法には、収集に至るまでの効率的かつ網羅性を担保する収集のプロセス構築が含まれており、この収集のプロセス構築は企業のノウハウであると推測している。

そのため、委託成果報告書を作成した受託会社に対し、本件機構資料の公開は企業ノウハウの公開となり企業の正当な利益が害するおそれがないかとの趣旨で意見照会を実施し、企業ノウハウに該当し非公開を希望する意見を得ている。

以上のことを踏まえると、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「2.法人等情報（1）公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

### 第3 審議の経緯

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| (1) 2024年8月27日 | 情報公開審査委員会に諮問      |
| (2) 2024年8月28日 | 第46回情報公開審査委員会で審議  |
| (3) 2024年9月 3日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委員長（座長）	伊東 健次
委員	新保 雄司
委員	秋山 一弘